

平成27年

かすみがうら市議会第2回臨時会会議録 第1号

平成27年5月14日(木曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	上下水道部長	田崎清君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	会計管理者	君山悟君
保健福祉部長	金田克彦君	農業委員会事務局長	高田忠君
環境経済部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 2号 専決処分事項の報告について
日程第 4 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて

承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 5 選挙第 9号 霞台厚生施設組合議会議員の選挙

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 2号 専決処分事項の報告について
日程第 4 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 5 選挙第 9号 霞台厚生施設組合議会議員の選挙

開 会 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから平成27年かすみがうら市議会第2回臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井裕一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第88条の規定により、7番 田谷文子君、8番 古橋智樹君、9番 小松崎 誠君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（藤井裕一君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 3 報告第2号 専決処分事項の報告について

○議長（藤井裕一君）

日程第3、報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第2号について、報告を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました報告第2号 専決処分事項の報告につきましてご説明を申し上げます。
本案は、霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものであります。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時03分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第2号について、報告を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました報告第2号 専決処分事項の報告につきましてご説明を申し上げます。
本案は、霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものです。

主な工事変更内容につきましては、外構工事の見直しに合わせまして、中庭改修工事等の追加を行ったもので、同条第2項の規定によりご報告させていただくものです。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

この報告に対しましては、発言通告がありますので、発言を許します。

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、報告第2号 専決処分事項の報告、霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の変更について、以下、説明を求めるものです。本件については、市長専決の報告事項のため、こちらから説明を求めるだけで、質疑応答は行わないとのことでございます。

この専決の報告となる根拠は、かつて議会側の発議先例より、当時私も出席しておりました、平成21年3月24日に当市議会発議により異議なく可決されたものでして、当時この発議の4項目中3項目を、当時いろいろ諸問題でありました学校で起きた係争事項の調停等をなすための処理を円滑に運営するために決定したという経過でございます。

その際に、市長の専決事項の指定で、先ほど市長が説明されたとおり、地方自治法第180条第1項及び第2項の規定により、市長において専決処分することができる項目として、議会の議決を経た工事の請負契約について請負金額500万以内において変更することと、先ほどの発議4項

目のうちの1つ目として発議したものでございます。

このことから、本件は、繰越明許して工期延長し、当該報告で済むこととして提出されておりますが、私は、この繰越明許の延長工期に384万円増額の専決処分を報告で済ませるといふ、この行政行為について、私は次の瑕疵要因があると、欠陥がですね。行政行為に瑕疵があると疑い、追加説明を求めるものです。

その瑕疵要因とは、1つ目に、増額・減額合わせました出来高1622万7809円もの変更内容を、追加設計契約なしの成果品補正という責務条項を根拠に、実質サービスで設計作業に当たらせたことであり、請負契約をせずに設計者が責任ある仕事ができるのか。その変更設計の責任所在が曖昧ではないのかという要因でございます。

2つ目に、昨今の資材高騰、技術者不足という建築業界の実情でありながら、設計監理を行う、本来行う立場が行政として曖昧であったために、工期が延びただけでなく、当初の設計から年度末を越えて出来高1622万円もの変更を生じさせたという要因です。

3つ目に、この当該工事の工期、半年間でさらに延長したあげくに、学校側の追加要望を減額もしくは増減ゼロでまとめられずに、財源である起債をふやし、2億円という工事契約額でありながら、その中から捻出できずに足が出てしまったという事のでんまつを、学校や子どもたちを盾になすというようにも解されることを要因と、私は行政行為について瑕疵を疑うものであります。

以上、これら瑕疵要因を起こしてしまいながら、行政の円滑な運営のために専決処分の報告のみでスルーしようということを議会がみすみす黙認したとなれば、法の目をかいくぐり、議会があざ笑われてしまうものであります。この瑕疵を例えるならば、予定に間に合わない飛ばす暴走車がスピード監視カメラの前だけを法定内速度で走り、その暴走行為にとがめを受けないという例えです。

昨今の景気の、いまだ地方の低迷する中で、国内総生産GDPを上げるためにも、当初の工期目標の年度末で仕上げるという公務員の正確かつ迅速の大原則を全うし、いまだ財政厳しき折、この予期せぬ経費を抑え、学校側へ新学期から気持ちよく始業させることが我々公僕の本懐であり、子ども自身がスキルアップできる教育振興予算に捻出・充当することこそが本来の子どもたちのための教育でありましょう。

これらのことから、当該報告の補足として、明瞭なる事務根拠とともに、市民協働をうたう公務員として、誠実だと納得できる説明を次の通告より求めます。

承認事項とせず、報告事項となる根拠と道義ということで、変更619万円の減額であるが、1000万円の増額である。承認の可否をとらない根拠と道義について伺います。説明を求めます。

予算委員会における……

○議長（藤井裕一君）

一問一答で。

○8番（古橋智樹君）

まず、第1点の補足説明をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

では、お答えをいたします。

1点目、承認事項とせず報告事項となる根拠と道義についてお答えをいたします。

冒頭、古橋議員のほうから、この決議の経過等についてはご説明いただきました。その決議を踏まえて、指定されました事項ということで処理をさせていただいております。

繰り返しになりますが、霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事第2回変更の直接工事費と。これにおいて、変更増の部分が1003万5504円、変更減の部分が619万2305円、これを差し引きしました384万3199円の増額ということでございます。これに共通仮設費、現場管理費、一般管理費を加えまして、端数調整後、請負率を乗じて税込み457万5960円の増額変更を専決処分いたしました。

当該専決処分は、地方自治法第180条第1項に基づきまして、市議会で議決をいただいた市長の専決処分事項の指定においての第1項にあります、議会の議決を経た工事の請負契約について、請負金額を500万円以内において変更することとされていることを踏まえ、専決処分を行い、地方自治法第180条第2項に基づき報告をしたものでございまして、適切に処理をしたものというふうに認識をしております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

道義という部分は、お答えを申し上げますと、本来ならばお諮りしたかったのですが、規定によりまして報告のみとさせていただきましたというような工夫ある説明がいただければと期待しておりました。

2点目、伺います。

予算委員会における担当部門、繰越明許の説明についてでございますが、当初、工期の現状等の説明については、どのような内容で、十分積極的姿勢の発言であったか、説明をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、通告の2点目の予算委員会における繰越明許における当初工期の現状等の説明についてお答えを申し上げます。

本年3月定例会における議案審査特別委員会におきまして、平成26年度一般会計補正予算の説明の中で繰越明許費の説明をさせていただきました。当該工事につきましては、年度内完成が見込めないことから、県と協議を行い、繰り越しを行う旨、説明をさせていただいたとおりでございます。ただ、当初工期の現状であるとか、あるいは工事内容の変更等については触れておりませんでした。

今後の説明については、配慮をさせていただきたいというふうに考えております。ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

いまだに積極的かということで、ちょっと理解しがたいんですけども、3点目、伺います。

当該設計の契約期間の説明とともに、今回の変更内容は納品した成果品の補正と言えるのか、説明をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

まず、当初設計の契約期間につきましては、平成25年度事業でありまして、平成25年7月13日から翌平成26年3月15日まで設定をしておりました。

続きまして、今回の変更内容は納品した成果品の補正と言えるのかということでございますけれども、当初設計につきましては、平成26年3月14日に成果品が納品され、いわゆる25年度事業でございますが、同日、業務委託の検査を行い、完了となっております。

今般の設計変更の対応につきましては、当該工事の26年度発注に伴いまして、業務委託契約を締結した工事監理業務の中で行われる変更図書の作成業務により行ったものでありまして、当初設計で納品された成果品の補正とは異なるというものでございます。工事発注後に変更が必要となった関係図書を整理したものと認識しております。

冒頭、古橋議員から、設計をサービスでというようなお話がございましたが、そういうものではございません。今年度、26年度に管理業務委託を行って、その中で変更したという内容でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

これだけの設計変更の内容がありながら、対価がないというのは事実だと思います。サービスとはもちろん、行政としては解釈していないんでしょうけれども、作業的には大変な、設計者として面倒、一度つくったものを消して、もう一度書き直すというような実態であつたらうと察するところでございます。

4点目の説明を求めたいと思います。

当該設計変更の内容を見積もり提出された期日として、当該見積書の記載と当該変更決定額の予算負担行為執行期日について説明をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

当該設計変更の内容を見積もり提出された期日でございますが、こちらは平成27年4月15日でございますが、当該変更決定後の予算負担行為期日につきましては平成27年4月21日でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

4月15日に見積もりが出たということで、設計契約のほうは3月中旬で終わっているとのことで伺っておりますので、契約期間外にこのような追加設計変更をされたという事実でございましょう。

続いて、5点目の説明をお願いしたいと思うんですが、当該設計契約の納品後の責任等の条項について説明を求めます。契約条項の説明と、その条項による設計変更作業が適切であったのかお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

当初、市が設計について契約締結した委託契約書の約款、これは第39条でございまして、において規定がございまして。瑕疵の修補、または損害賠償等の請求について規定がございまして、その瑕疵が故意または重大な過失により生じた場合、10年まで請求されるという規定がございまして、このたびの変更内容につきましては、工程会議等において、市、学校、管理者、請負者の4者が現状を踏まえて工事の変更を確認し、4者合意の上で実施しているということでもございまして。適正であり、当初設計契約における瑕疵担保の条項には該当するものではないというふうに考えております。ご理解のほどお願いします。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

再度は求められないということですが、工程会議を根拠とするのはわかるんですけども、それは、やはり契約書の中の甲乙ということで、管理者がいれば甲乙丙なんだろうけれども、学校側の要望を聞くのは、これは市民協働という立場からは重要ですけども、法律的に、その工程会議、4者ということ定義されるのは、私は、皆様方の事務基準としてやる上では、若干ずれているのではないかなというふうに思う次第であります。

今の説明ですと、私は、今後何か事故があったときに、この変更した部分ですね。十分責任の所在が明確になったというふうには理解できない説明であったかなと思います。

続いて6点目、変更増額と減額の調整でお尋ねしますが、工期の延長を理由に繰越明許したならば、増減ゼロの調整に努めることが可能で適切ではないかということで、説明を求めたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

当該工事の繰越明許につきましては、ご指摘のように年度内に工事完了が見込めないことによるものでございまして、今般の変更につきましては、繰り返しで恐縮ですけども、工事の進捗に合わせ、変更の対象とすることが適当であるというふうに判断をさせていただいた内容につきまして、予算の範囲の中で変更させていただいたものでございまして。

私どもも、でき得れば当初契約額の範囲内での変更が可能かどうかという検討協議を行いました。

たが、今回はかないませんでした。ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私は、やはり設計監理という部分で不足していたあらわれであろうと思います。

続いて、最後、7点目です。当該設計監理の責任と行政としての当該対応として、昨今の資材高騰、技術者不足の状況、さらにはオブザーバーの意見調整に事務吏員として適切であったのか、説明を求めたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

最後の7点目の関係でございますが、当該工事につきましては、防災機能強化の一環である屋内運動場の非構造部材落下防止対策に合わせ、施設の老朽化対策工事と、統合中学校としてスタートした霞ヶ浦中学校のスクールバス乗降場の施設整備を実施したものでございます。

ご指摘のように、資材や労務単価の高騰によりまして、各地において入札不調が相次いでいる状況ではございましたが、本工事においては、適正な単価入れかえを実施の上、入札に臨みまして、工事に際しては適正な技術者配置のもと実施をしているところでございます。

また、オブザーバーの件でございますが、第三者的な意見としまして、学校であるとか地域住民、これは統合委員会の委員さんも含めてでございますが、の意見に対しても、できる限り対応することに最善を尽くしまして、変更が必要であれば、予算の範囲内で実施できるよう努めてまいりました。このことが設計監理者の責任であり、我々の行政側、いわゆる事務吏員としての適切な対応であると考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

また、先ほど契約期間外の委託というようにお話もございましたが、この管理委託契約も工事と同じように繰り越しをして工期を延長して、27年度も延長して、対のものでございますので、延長して行っておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で報告第2号の報告を終了いたします。

日程第 4 承認第 1号及び承認第 2号

○議長（藤井裕一君）

日程第4 承認第1号及び第2号を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました承認第1号及び承認第2号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、承認第1号につきましては、かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認をお願いするものです。

次に、承認第2号につきましては、かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認をお願いするものです。

なお、詳細につきましては担当部長より説明をさせますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

それでは、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてご説明いたします。

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。なお、専決処分は平成27年3月31日現在で行っております。

今回の改正については、全て、上位法の改正に伴い市条例を改正するものでございますが、中でも主なものにつきまして、3点ほどご説明いたします。

まず1点目は、ふるさと納税の拡充でございます。

特例控除額の上限について、個人住民税所得割の1割から2割に拡充されるものでございます。また、確定申告の必要のない給与所得者がふるさと納税を行う場合には、ワンストップ控除という制度が新たに創設されまして、納税先団体に申請するだけで確定申告が不要となる制度でございます。

2点目につきましては、軽自動車のグリーン化特例というものでございます。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車取得した軽四輪車等について、平成28年度に限り、環境性能の達成車については、その達成度合いにより25%から75%を軽減するものでございます。

3点目は、市たばこ税の関係で、旧3級品のたばこに関する税率の見直しがされます。今まで税率が安く抑えられていた旧3級品のたばこ、エコーとかわかばとかしんせいなど6銘柄ございますが、こちらにつきまして、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに段階的に引き上げ、一般のたばこ税と同じにするものでございます。

このほかに、土地及び宅地に係る固定資産税の課税の特例期間の延長など、上位法の改正に合わせて改正するものでございます。どうかご承認のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、承認第2号です。専決処分事項の承認を求めることについてご説明いたします。

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を

お願いするものでございます。なお、専決処分は平成27年3月31日現在で行っております。

こちらの主な内容としましては、国民健康保険施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税について負担の適正化を図るため、当該保険税の賦課限度額及び所得の少ない被保険者に対し課する保険税の算定に係る基準の見直しをするものでございます。

国民健康保険税の基礎課税額の限度額を51万円から52万円に、また、後期高齢者支援金等の課税額の限度額を16万円から17万円に、介護納付金課税額の限度額を14万円から16万円にそれぞれ改めるものでございます。

さらに、国民健康保険税の減額に係る見直しを行います。低所得者の被保険者に対する国民健康保険税の軽減措置としまして、被保険者等均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得判断基準のうち、5割軽減の基準については、被保険者数に乗じる金額を24万5000円から26万円に、2割軽減の基準については45万円から47万円に改めるものでございます。

また、この条例による改正後のかすみがうら市健康保険税条例の規定は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものといたします。

どうか改めてご承認のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で承認第1号及び第2号の提案説明並びに趣旨説明が終了しました。

ただいま議題となっている2件について、一括して質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

承認第1号の専決処分の件でございますが、まず、ふるさと納税に関する質疑でございますが、私、事前に朝日新聞の記事、5月11日付の新聞を提出して、ふるさと納税で自治体に明暗という記事がございました。これは、活用に成功して税収をふやした自治体がある一方で、控除とか経費がふるさと納税の収入を上回る自治体もあると。一方で、逆に税収が減ってしまうという自治体も、特に都心では東京港区なんかを挙げております。

そういうこともありまして、当市の今の現状と市長の見解をちょっと求めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、佐藤議員のふるさと納税に関する本市の現況、それから私の見解につきましてお答えをいたします。

これまでお寄せいただきました寄附基金実績を申し上げますと、延べ53名の方から総額で1089万5000円の寄附を受け入れているところでございます。寄附額の内容につきましては、それぞれ自分を育ててくれた当市への思いという受けとめ方をしているところでございます。

また、多くの自治体におきまして、ふるさと納税制度を紹介、また案内をいたしますホームページが開設されるなど、本税制度が全国的に注目をされているところであります。このようなこ

とから、本市におきましても、現在、本制度に係る専用のホームページの作成に着手をいたしておりまして、この先、開設に向けまして準備を進めているところであります。

また、一部の自治体におきまして、返礼品が過剰になり過ぎ、他地域への納税が奨励されると、本来の趣旨から逸脱することから、国におきましても自粛を要請するなどの指摘もあるところでございます。

そういうことから、地域で知恵を出し合いながら、税収や産業振興につながるような方策を考えるべきだというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、53名で1000万強ということで、当市の思いの寄附だと理解しているということで、今、返礼品みたいなのは準備中だということだと思いますが、そもそもふるさと納税の創設した目的というか、制度の趣旨については、どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ただいまの佐藤議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

ふるさと納税の趣旨につきましては、やはり都市部、あるいは地方の自治体の税収の格差、あるいは地域産業の活性化を目的に2008年度に創設をされてございます。先ほど市長から答弁がありましたように、自分の地域を育ててくれた思い、そういうふるさとへの感謝というところから、自分の意思によって幾らでも納税ができるという制度というふうに私は理解をしてございます。

また、この制度の中には3つの意義があるというふうに理解をしてございます。まず1点目が、納税者が自分の意思で納税の対象を選択できるという部分、2点目といたしましては、ふるさとの大切さ、あるいはふるさとへの感謝の気持ちという点、3点目につきましては、納税に対する成果がございまして。

それらの自治体間の競争があらわれるという点もありまして、自治体相互の切磋琢磨の機会につながるものというふうに理解をしているところでもございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ふるさと納税の趣旨そのものというのは、地域に貢献したいということで、特にかすみがうら市の場合は、都市部にかすみがうらから移住した人がやるという、そういう経過があるんですが、どちらかという返礼品を目的にしてやるという、それが過熱化して、返礼合戦みたいになっているというのがあるので、そういう点については、こちらのほうも気をつけてやっていただきたいというふうに思います。

それでは次に、手続の簡素化ということなんですが、このふるさと納税のワンストップ特例制

度の創設というのは、ちょっとよく意味がわからないんですが、これについて詳しく説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

ふるさと納税につきましては、自治体へ寄附した翌年に確定申告を行うことで控除が受けられるという仕組みになっております。確定申告が不要な給与所得者等にとりましては、わざわざ確定申告を行うことが、ふるさと納税をちゅうちょする要因となっている可能性があるとの指摘がされておりました。

このため、今回の税制改正において、ふるさと納税先団体の数が少ない場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することによりまして、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な措置が講じられたものでございます。

具体的には、確定申告を行わない給与所得者等は、寄附を行う際、個人住民税課税自治体に対する寄附の控除申請を寄附先団体が寄附者にかわって行うことを要請できることとし、この要請を受けた寄附先団体は、控除に必要な事項を寄附者の個人住民税課税自治体へ通知することとされたものでございます。

また、この特例が適用される場合は、所得税控除分相当額を含め、翌年度の住民税から控除され、現行制度と同額が控除されることとなっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いわゆる給与所得者がほとんど確定申告をやっていないと。それを一々確定申告をやると、その分のふるさと納税に対する意識というか、インセンティブがそがれるというので、それを申請すれば、当該の寄附先の自治体がいろんな事務を請け負うということになるわけですね。

ということは、それだけ受けたほうの自治体の事務がふえるということになるように思われるんですが、その事務については、経費の負担というのはどういうふうになっているんでしょうか。それは、このふるさと納税にリンクして、経費の負担というのは補償されているんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えします。

確かに事務の煩雑化というのは問題が出てくると思いますが、今のところ、それに対するふるさと納税の経費の部分というのは考慮されておりません。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういう点では、積極的にやっていく方面と実務的なものというのは、相反するような中身になっているというふうに思います。

それと、5団体を超える地方団体への寄附を行う場合は、給与所得者であっても確定申告はしなけりゃいけないというふうになっているように思うんですが、その説明をされていないんですが、そうですね。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

今議員さんがおっしゃったとおり、5団体を超えますと、事務の煩雑化に拍車がかかるということもありますので、その場合には通常の確定申告が必要となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、軽自動車なんですけど、軽自動車、二輪車等に係る税率の改正を1年間延期するという事になったようですが、これはどういう理由なのかご説明いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えします。

軽自動車税につきましては、平成26年度の税制改正によりまして、その税率が大幅に見直されております。具体的には、おおむね1.25倍から1.5倍の範囲の中で見直しが行われておりますが、中には、これまで特に税率の低かった原動機付自転車ですね。こちらの様に下限額が設けられ、1,000円が2,000円に2倍になったものもございます。さらに二輪車につきましては、新たな税率は新規車両と既存車両を問わず適用となっております。

一方、四輪の軽自動車税につきましては、税率の見直しが行われましたが、こちらは平成27年度以降に登録された新規車両のみに適用されまして、平成28年度からは課税されるという内容のものであり、既存車両は旧税率に据え置かれるという内容でございました。

このように二輪車は、平成27年度から全ての車両に新税率で課税され、四輪軽自動車は新規車両のみを対象に平成28年度から新税率で課税されるということで、均衡を図る必要があるとの検討が行われました。その結果としまして、平成27年度の税制改正において、二輪車等については税率改正が1年間延期されたものでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ということは、税率がこのまま平成27年度やると、バイクが50ccですか、1,000円が2,000円というふうになって、倍になると。そういうことがあって、その分を1年間延期したというのは、

そういう意味では、バイクだけ新旧の税率を、古くても新しくても税率を倍にするというのは、反感というか、批判があったということに起因するかなと思うんですが。今、50ccが1,000円から2,000円ということですが、ほかについてはどのくらいの税率になるんですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えします。

50ccは、今申しましたとおり1,000円が2,000円になりましたが、50ccを超えて90cc以下のものにつきましては1,200円が2,000円、また、90ccを超えて125cc以下につきましては1,600円が2,400円、ミニカー等につきましては2,500円が3,700円、125ccから250cc以下につきましては2,400円だったものが3,600円、小型二輪、250ccを超えるものにつきましては4,000円が6,000円というふうになってございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

わかりました。

それでは、承認第2号ですね。

全協で資料は提出されておりますが、後期高齢者支援金というのが、いわゆる2008年というか、平成20年からスタートしたんですね。そのスタートの時点がどのくらい課税限度額だったのか。それが今年度まで何回引き上げられ、回数が引き上げられているか。それについて、まず説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

皆様のほうにもお配りしている本日の資料がございまして、こちらに基づいてご説明いたしたいと思っております。

平成20年度からの課税限度額の引き上げにつきましては、平成20年度の68万円、一番右側にあると思いますが、68万円から、平成21年度に1万円増の69万円、平成22年度には4万円増の73万円、平成23年度には4万円増の77万円、平成26年度に4万円増の81万円、そして今回、平成27年度から4万円増の85万円になり、今回で5回目の引き上げとなり、平成20年度からの増額は17万円となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

5回値上げされ、毎年のように上がって、17万円上がったということですね。そうすると、最

初から考えると、何%アップになるのかな。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

パーセントでいうと、約2割ほどアップしているものと思われます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

25%だと思いますが、いずれにしてもかなり、どんどん引き上げられているという実態が明らかになったんじゃないかなと思うんですね。

それから、2番目については、ちょっと私の勘違いもありまして、事前に打ち合わせしております。これについては質問を変えたいと思いますが、平成27年度から対象になる、平成26年度の課税の対象から平成27年度の対象の人が枠が広がると。それが31世帯だと。総額が337万8000円というふうに影響額が出されているということなんですが、これは何か、平成24年度を参考に積算したということみたいなんですが、その31世帯の平均所得額は幾らぐらいなんですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

平均所得につきましては、ちょっとシミュレーションすることができませんので、申しわけありませんが、こちらではご答弁のほうはすることができません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

平均がわからなければ、どうやって、どのぐらいの所得の人なのか判断つきませんが、どのぐらいの所得の人なんですか。平均所得がわからなくて、所得、どういう人が対象なのか。平成26年度が大体どのぐらいの人で、平成27年度の人がどのぐらいの人なのかということですよ。

やっぱり、所得が多くなった人が31世帯あったということでしょう。それはちゃんと試算しているんじゃないですか。お答えください。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

国が示しました課税限度額の見直し案におきましては、平成26年度の課税限度額対象世帯は、単身世帯が基本となりますが、給与収入で990万円以上、年金収入で970万円以上、所得に換算しますと、給与所得、年金所得ともに770万円以上で、こちらの方が課税限度額の対象となっております。

今回の改正によりまして、平成27年度では、単身世帯の給与収入は1010万円以上、年金収入で1000万円以上、所得に換算しますと、給与所得、年金所得ともに790万円以上となるような改正

案が現在のところ示されております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ですから、平均はわからないけれども、単身世帯でそのぐらいの所得だということですね。

そうすると、本来であれば、国保税の1世帯当たり大体2人ぐらいが、当市の人口というか、被保険者数になっているんですが、大体その平均については、当市の計算はできないと、難しいと。簡単に言うと、そういうことですね。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

3回目、終わりましたけれども。終わりました。

○11番（佐藤文雄君）

じゃ、以上で終わります。

○議長（藤井裕一君）

佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で承認第1号及び第2号の質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております承認第1号及び第2号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては承認することに決しました。

次いで、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[1 1 番 佐藤文雄君登壇]

○ 1 1 番 (佐藤文雄君)

承認第 2 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

本条例改正は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税について負担の適正化を図るため、当該保険税の賦課限度額及び所得の少ない被保険者に対して課する保険税の算定に係る基準の見直しを講じるとしております。

現行の限度額は、基礎課税分は51万円、後期高齢者支援等課税分は16万円、介護納付金分が14万円と、合計で81万円であります。これを基礎課税額分と後期高齢者支援金等課税額分、それぞれ1万円、介護給付金を2万円引き上げて、合わせて4万円引き上げ、限度額を85万円にするものであります。

後期高齢者支援金が導入された2008年度は限度額が68万円でしたが、この7年間で5回もの改定がありまして、17万円も引き上がりました。その税率は25%アップとなります。

厚労省は、低所得者層、中間層に配慮したものと説明しております。しかし、配慮というのであれば、国の国庫負担率を大幅に引き上げ、国民の負担を軽減するのが筋ではありませんか。当市が国言いなりで限度額を引き上げるだけでは、住民負担をふやすばかりであります。

国保の財政難と国保税高騰を招いた根本原因は国庫負担の引き下げにあり、1984年の国保改悪で国庫負担率を医療費の45%から38.5%に引き下げたのを皮切りに、国保に対する国の責任を次々と後退させてきました。その結果、1984年度から2010年度の間に、市町村国保の総収入に占める国保支出金の割合は50%から25%へ半減しております。

国庫負担の削減が国保世帯の貧困化と同時に進んだことが事態を一層深刻にしております。市は、国に対して国庫負担の増額を強く求めるべきであります。被保険者間で負担をやりくりするという事で負担増を回避しようとする国の方針は、抜本改革を先送りするだけのことであります。

当市が政令改正に合わせて保険税の課税限度額を引き上げることで解決を図るあり方は、被保険者の負担をふやすばかりであります。誰もが払える保険税に軽減することは国の責任です。国保税の引き下げこそ必要であります。単身世帯の所得額が770万から790万円が対象となると言いますが、所得の1割を超える国保税を課すこととなります。この住民負担増については反対であります。

以上です。

○ 議長 (藤井裕一君)

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○ 議長 (藤井裕一君)

討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。
この採決は起立により行います。
本件は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。
よって、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについては承認することに決しました。

日程第 5 選挙第9号 霞台厚生施設組合議会議員の選挙

○議長（藤井裕一君）

日程第5、選挙第9号 霞台厚生施設組合議会議員の選挙を行います。
お諮りをいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることとし、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選とし、議長から指名することに決しました。
霞台厚生施設組合議会議員に矢口龍人君、加固豊治君、岡崎 勉君、川村成二君を指名します。
次いで、お諮りをいたします。
ただいま議長が指名したとおり、当選人と定めることにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。
よって、議長が指名したとおり、矢口龍人君、加固豊治君、岡崎 勉君、川村成二君が霞台厚生施設組合議会議員に当選されました。
ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、本臨時会に付議された案件の審議が終了いたしました。
それでは、これをもちまして平成27年かすみがうら市議会第2回臨時会を閉会いたします。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉 会 午前11時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会議員 田 谷 文 子

かすみがうら市議会議員 古 橋 智 樹

かすみがうら市議会議員 小 松 崎 誠